

5 福薬業発第 5 5 6 号  
令和 6 年 3 月 2 7 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人 福岡県薬剤師会  
常務理事 竹野 将行

### 自家診療における薬剤の保険給付の廃止について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、福岡県医師国民健康保険組合より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

福岡県医師国民健康保険組合員の医師が開設又は勤務する保険医療機関の発行において、被保険者の療養を行った際の薬剤の保険給付を令和 6 年 4 月 1 日より廃止するとのことです。同組合への保険請求をする処方箋応需の際は別添給付規程をご確認の上、ご請求いただきますようお願いいたします。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

福医国発第 118 号  
令和 6 年 3 月 26 日

公益社団法人 福岡県薬剤師会  
会長 原 口 亨 殿

福岡県医師国民健康保険組合  
理事長 蓮 澤 浩 明



自家診療における薬剤の保険給付の廃止について（お願い）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より本組合の事業運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、平成 22 年 4 月から実施してきました自家診療に係る「薬剤の保険給付」  
に關しまして、令和 6 年 3 月末をもって廃止することについて、令和 5 年 12 月 21  
日開催の第 2 回理事会において慎重に審議の上、承認されるとともに、令和 6 年 2  
月 26 日開催の第 165 回臨時組合会においても承認をいただきました。

つきましては、自家診療における薬剤の保険請求を行っている医療機関及び薬局  
に対し別添の通知を送付いたしましたので、貴会におかれましてもご了知いたたく  
とともに、貴会会員への周知方につき、ご高配の程、よろしくお願い申し上げます。

〒000-0000

住所

●●クリニック

管理者 殿

(甲種組合員) 殿

福岡県医師国民健康保険組合  
理事長 蓮澤浩明

### 自家診療における薬剤の保険給付の廃止について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より本組合の事業運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本組合の財政状況については、平成 23 年度以降単年度収支の赤字が続いており、令和 5 年度予算編成時には、単年度収支の黒字化を図るとともに、法定の積立金の積立不足を解消するため、甲種組合員（医師）の医療分保険料を 3,000 円値上げさせていただきました。しかしながら、療養給付費が予算推計を大幅に上回る状況が続いており、令和 5 年度決算見込では、歳入歳出差引残額（決算剰余金）が約 1 億円の赤字になる見込みです。

これまで、法定外の積立金（約 26 億円）を取り崩しながら、保険料を大幅に値上げすることなく運営を行ってまいりましたが、法定外積立金も令和 3 年度までに 25 億 5 千万円取り崩しており、更に前述の赤字を解消するため法定の積立金も取り崩さなければならない事態となっております。

そのため、まずは支出の見直しを行うべく、平成 22 年 4 月から実施してきました自家診療に係る「薬剤の保険給付」に関しまして、令和 6 年 3 月末をもって廃止することについて、令和 5 年 12 月 21 日開催の第 2 回理事会において慎重に審議の上、承認されるとともに、令和 6 年 2 月 26 日開催の第 165 回臨時組合会においても承認をいただきました。

14 年間続けてきた薬剤の給付ではありますが、開始した時期と比べ組合を取り巻く状況が大変厳しくなっており、組合の財政基盤を早期に安定化させるためにも、組合員の先生方には薬剤の保険給付の廃止について何卒ご理解の上、令和 6 年 4 月診療分からは保険請求を控えていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、ご参考までに、裏面に本組合の給付規程第 5 条（自家診療）を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

謹白

## 福岡県医師国民健康保険組合給付規程（抜粋）

### （自家診療）

第5条 甲種組合員が開設又は勤務する保険医療機関において被保険者の療養を行ったときは、次の掲げる場合、原則として組合に対し療養に要した費用について請求を行わないものとする。

- 一 甲種組合員が自己に対して療養を行ったとき。
- 二 甲種組合員がその世帯に属する被保険者に対し療養を行ったとき。
- 三 甲種組合員が当該組合員に雇用されている乙種組合員並びにその世帯に属する者に対して療養を行ったとき。
- 四 同一医療機関において他の医師が、当該甲種組合員及びその世帯に属する被保険者に対し療養を行ったとき。
- 五 同一医療機関において他の医師が、開設者である甲種組合員に雇用されている乙種組合員及びその世帯に属する被保険者に対し療養を行ったとき。

重 要

福医国発第 107 号  
令和 6 年 3 月 15 日

〒000-0000

住所

●●薬局

管理者 殿

福岡県医師国民健康保険組合  
理事長 蓮 澤 浩 明

### 自家診療における薬剤の保険給付の廃止について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より本組合の事業運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本組合が平成 22 年 4 月から実施してきました自家診療に係る「薬剤の保険給付」に関しましては、開始した時期と比べ組合を取り巻く状況が大変厳しくなっていることから、令和 6 年 3 月末をもって廃止することについて、令和 5 年 12 月 21 日開催の第 2 回理事会において慎重に審議の上、承認されるとともに、令和 6 年 2 月 26 日開催の第 165 回臨時組合会においても承認をいただきました。

つきましては、令和 6 年 4 月診療分からは保険請求ができませんので、貴局におかれましてもご対応の程、よろしくお願い申し上げます。

なお、ご参考までに、裏面に本組合の給付規程第 5 条（自家診療）を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

謹白

## 福岡県医師国民健康保険組合給付規程（抜粋）

（自家診療）

第5条 甲種組合員が開設又は勤務する保険医療機関において被保険者の療養を行ったときは、次の掲げる場合、原則として組合に対し療養に要した費用について請求を行わないものとする。

- 一 甲種組合員が自己に対して療養を行ったとき。
- 二 甲種組合員がその世帯に属する被保険者に対し療養を行ったとき。
- 三 甲種組合員が当該組合員に雇用されている乙種組合員並びにその世帯に属する者に対して療養を行ったとき。
- 四 同一医療機関において他の医師が、当該甲種組合員及びその世帯に属する被保険者に対し療養を行ったとき。
- 五 同一医療機関において他の医師が、開設者である甲種組合員に雇用されている乙種組合員及びその世帯に属する被保険者に対し療養を行ったとき。